

10月1日から許可される1,000人を超えるイベントの実施に関する承認基準等について

【ポイント】

●9月2日、スイス連邦政府は、10月1日から許可される1,000人を超えるイベントの実施に関する承認基準等を発表

【本文】

9月2日、スイス連邦政府は、10月1日から許可される1,000人を超えるイベントの実施に関する承認基準等を発表しました。

10月1日以降、1,000人を超えるイベントの禁止が慎重かつ厳格な措置の下で緩和されます。

スポーツ、文化、会議及びその他のイベントについては、屋内外を問わず感染防止措置を講じた上で各州の承認を受ける必要があります。

1 厳格な承認基準

(1) イベントの実施が承認される前提条件は、当該州の感染状況がイベント開催を許容できる範囲であり州政府がコンタクト・トレーシング（感染者の追跡）のキャパシティを有することです。さらに、観戦は着席形式が基本となります。

ただし、各州は、スキー、マラソン、自転車レース、地域の祭事等屋外のイベントについて、例外的に立ち見席を許可することが可能となります。

(2) イベントの主催者は、州に対し、リスク分析、客の動線、マスク着用義務の有無、（空間を確保するためには）空席を設けるか否か、連絡先の確認方法等を規定する感染防止コンセプトを提出する必要があります。

2 連邦レベルのアイスホッケー及びサッカーの試合

(1) 連邦レベルのアイスホッケー及びサッカーのリーグ選手権大会は、全国的に統一した承認基準を定めた上で承認されます。

(2) 屋内外を問わず、スタジアムにおいては、マスク着用による着席形式の観戦のみが認められます。

(3) 屋内外を問わず、収容人数は、客席総数の3分の2を上限とし、州当局が個々のケースで決定します。

(4) ビジターチームを応援する客用の座席区画割り当てはありません。

(4) アルコール飲料の販売と消費は、観客が感染防止措置を遵守する限りにおいて認められます。

(5) 感染防止措置の遵守状況は監視され、違反者は罰せられます。

3 各州による承認

(1) 承認の権限は、各州にあります。

(2) 新型コロナウイルスの感染状況が悪化する場合、州は、承認を取り消す、人数を制限する、マスク着用義務を課す等により厳格な措置を講じることが可能です。

(※州の感染者追跡キャパシティが、悪化する感染状況に迅速かつ十分に対応できない

場合にも適用されます。)

(3) 承認が取り消された場合であっても、主催者は、公的補償を請求することはできません。

○スイス連邦政府発表

<https://www.admin.ch/gov/de/start/dokumentation/medienmitteilungen.msg-id-80277.html>

(リンクはドイツ語、他にフランス語及びイタリア語有)

(連絡先)

○在スイス日本国大使館 領事班

電話 : 031 300 2222

Fax : 031 300 2256

メール : consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ : https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ジュネーブ領事事務所

(ジュネーブ州、ヴォー州、ヴァレー州及びティチーノ州にお住まいの方)

電話 : 022 716 9900

Fax : 022 716 9901

メール : consulate@br.mofa.go.jp

ホームページ : https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がスイス又はリヒテンシュタインから転出する場合又は既に転出された場合

帰国・転出届

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>